



令和8年度 正職員募集案内

障害者支援センター【相談員】

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

1 募集職種、採用予定者数等

- (1) 職種 障害者支援センター相談員
- (2) 採用予定者数 1名／令和8年4月1日採用
- (3) 勤務先 障害者支援センター さかいみなど
住所：境港市外江町 2072
※通勤可能範囲で転勤する場合があります
- (4) 職務内容 障がいのある方の相談支援やサービス等利用計画の作成、各関係機関との連携・調整など

2 受験資格（次の何れにも該当する人）

- (1) 相談支援専門員もしくは相談支援員（社会福祉士または精神保健福祉士の資格保有）として勤務可能な方
または、令和8年3月に大学（4年生）を卒業見込みで、社会福祉士又は精神保健福祉士資格の取得見込の方
※社会福祉士または精神保健福祉士資格を取得見込の方で、取得できなかった場合は、採用試験に合格であっても不採用となります
- (2) 昭和56年4月2日以降に生まれた人（令和8年4月1日現在で45歳未満の方）
- (3) 普通自動車運転免許のある方または令和8年4月1日までに取得見込の方

3 申込方法

次の書類を期限までに下記宛てに提出してください。（郵送可）

- (1) 履歴書 ※写真添付

(2) 相談員として業務に従事するために必要な資格証の写し

※応募書類は返却しません。（採用選考に係る業務以外には使用いたしません）

応募書類提出先

〒689-0201 鳥取市伏野2259-43

社会福祉法人鳥取県厚生事業団 採用担当

4 試験日時・会場・募集期間

○募集期間：令和8年1月7日（水）～1月30日（金）

○試験日時：令和8年2月16日（月）

○会 場：皆生やまと園会議室（米子市皆生新田2丁目3-1 Tel.0859-36-8155）

※都合により、日時や会場を変更する場合があります。

5 試験内容

適性検査：性格検査

作文試験：1200字以内で、テーマに沿って記載していただきます

面接試験：対面による個別面接を実施します

6 給与（鳥取県厚生事業団職員給与・退職手当規程により支給）

○月額給与見込（他法人で5年経験あり）

基本給・諸手当	大学卒 (社会福祉士)	短大、専門学校卒 (社会福祉士)
基本給（初任給）	202,700円	194,700円
職務手当	5,000円	5,000円
処遇改善手当	3,750円	3,750円
通勤手当 (片道10km想定)	8,000円	8,000円
資格手当	4,000円	4,000円
計	223,450円	215,450円

※その他、住居手当、扶養手当は条件により別途支給

※定期昇給年1回（4月）

※初任給は勤務経歴に応じて決定します。

○手当等

職務手当 5, 000円

処遇改善手当 3, 750円（令和7年度実績）

資格手当（資格数に応じて4, 000円～16, 000円）

※対象資格：介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員

通勤手当 上限55, 000円

扶養手当 条件に応じて支給

住居手当 条件に応じて支給

賞与 年間4.2月（令和7年度実績） ※採用初年度は年間3.0月分程度

退職手当 あり（社会福祉施設職員退職手当共済制度に加入）

8 勤務条件

勤務形態 土日祝日、年末年始6日間休日

勤務時間 1週間あたり40時間

公休日 年間123日（令和7年度）

9 休暇・福利厚生

(休暇等)

年次有給休暇 年20日

特別休暇（有給） リフレッシュ休暇、結婚休暇、産前産後休暇、配偶者出産休暇、忌引他

病気休暇（有給） 最長90日間

育児休業 子どもが3歳になるまで（女性の取得率100%）

介護休暇 最長183日

(福利厚生)

社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

年金共済 採用時の年齢が40歳未満の場合は、全国社会福祉事業団協議会年金共済制度に加入（厚生年金とは別に支給）

職員互助会 鳥取県公社・事業団等職員互助会に加入（各種給付金、資金貸付制度等）

企業年金制度 はぐくみ企業年金制度

企業主導型保育事業 提携保育所の費用減免利用可（0歳から3歳未満）

10 その他

お問い合わせ、見学をご希望の場合は、下記まで連絡ください。

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

電話：0857-59-6033

担当：山根、逸見 メール：honbu_soumu1@tottori-kousei.jp



鳥取県男女共同参画推進企業